

コミュニティ放送局の推移と今日の状況

— 2003年以降を中心に —

The Change and Today's Situation of the Local Radio Station,
Primarily from 2003 to 2013

小内 純子

はじめに

コミュニティ放送とは、市町村内の一部の地域において、地域に密着した情報を提供することを目的に、1992年に制度化された超短波(FM)放送である。制度化されてから約20年が経過し、2013年12月末までに全国でちょうど300局が開局し、そのうち280局が放送を行っている。筆者はかつて、2002年10月現在のデータをもとに、当時開局していた158局の実態を分析し、その特徴を明らかにした(小内 2003a)。しかし、その後10年あまりの間に、放送局の数は約1.8倍となり、コミュニティ放送局の有り様は実に多様化してきている。本稿では、前稿以降今日までの約10年間の推移を追いつけることを通じて、コミュニティ放送局をとりまく今日の状況を明らかにし、今後の研究課題を明確化することを試みるものである。2003年以前についても必要に応じてふれるが、詳しくは前稿を参照して頂きたい。

以下では、第1に、放送局数の変化とその地域的開局状況を中心に、ここ10年間あまりの変化を概観する。その後、この10年を特徴づける3つの出来事を取り上げて考察を行う。3つの出来事とは、①可聴エリア拡大・難聴取地域解消の試み、②日本の周辺地域におけるネットワーク化の動き、③東日本大震

災と臨時災害放送局の開局と現段階についてである。

1. コミュニティ放送局のこの10年

1-1 開局と閉局の動き

まず、開局と閉局の推移をみてみよう。図1は1992年から現在までの開局と閉局の推移をみたものである。コミュニティ放送局は大規模災害の発生と結びついて増加してきた経緯がある。すなわち、最初の開局ラッシュは1995年の阪神淡路大震災を経た1996～1998年の3ヵ年であり、1998年には全国の放送局数が一気に100局を超えている。それ以後は2005年まで毎年10局前後の開局で推移するが、2004年中越地震、2007年中越沖地震を経るなかで毎年15局前後に開局数が増え、その後は再び減少するも、2011年の東日本大震災以後は再び増加の傾向を示している。災害時の情報伝達ツールとして有効なコミュニティ放送局は、大規模災害とともに増えてきており、2013年12月末には開局数がちょうど300局になった。

一方、ここ10年間の特徴の1つに閉局する局が目立つようになってきた点があげられる。2002年以前は、1998年11月に「エフエムこんぴら」(香川県琴平町)が閉局しただけであった。総務省は一旦免許を認めた放送局を簡単には潰さない方針をとっている。しかし、2004年以降は毎年閉局する局があり、

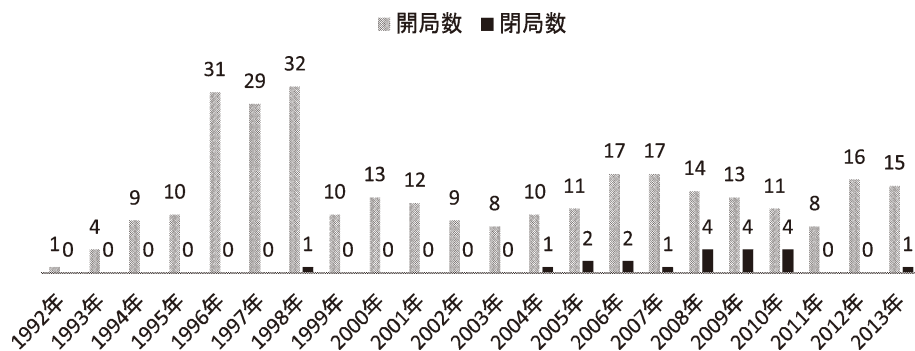


図1 コミュニティ放送局の開局・閉局数の推移

資料：JCBAのHPほか、各種資料より作成

2008年から2010年は毎年4局ずつ閉局している。2013年にさらに1局が閉局し、これまでに閉局した放送局の数は全部で20局を数え、すべて株式会社の経営形態をとる放送局となっている。地区でみると九州地区で5局、関東、四国、東海地区でそれぞれ3局を数える。

このように300局が開局し、20局が閉局した結果、2013年12月末に放送を行っている局は280局である。閉局率は6.7%である。この数値をどのように評価すべきであろうか。各地のコミュニティ放送局の経営の厳しさはよく耳にするが、十分な財政的サポートがないなかで健闘しているとみることもできよう。

1-2 地区別、都道府県別の開局状況

次に、この間のコミュニティ放送局の地域的開局状況についてみてみよう。地域的な開局状況にはコミュニティ放送局のもつ特性が表れるものと考えられる。表1は、2002年10月時点と2013年12月時点の地区別放送局数を示したものである。この約10年間における最も大きな変化は、九州地区における放送局の増加である。18局から52局へと約3倍になっている。地区別では関東を抜いてトップに躍り出ている。中国地区も8局から21局へと倍増し、7.5%を占めるに至っている。一方、四国は7局から6局へと局数が減少してい

表1 地区別放送局数：2002.6と2013.12の比較

地区名	実数		比率(%)	
	2002	2013	2002	2013
北海道	15	26	9.5	9.3
東北	19	34	12.0	12.1
関東	30	46	19.0	16.4
信越	13	18	8.2	6.4
北陸	9	13	5.7	4.6
東海	16	28	10.1	10.0
近畿	23	36	14.6	12.9
中国	8	21	5.1	7.5
四国	7	6	4.4	2.1
九州	18	52	11.4	18.6
計	158	280	100.0	100.0

資料：JCBAのHPほか、各種資料より作成

注：地区の区分はJCBAの地区割を参考にしている。

る。局数が減少したのは四国のみである。

表2は、さらに2002年6月末と2013年12月末について、都道府県別に放送局が多い方から10位までを示したものである。北海道が全体の約9%を占めて第1位である点には変化はない。大きく増加しているのは、沖縄県と鹿児島県で、前者が5局から16局へ増加し一気に2位に、後者が1局から11局になり圏外から4位に食い込んでいる。この他に長崎が1局から7局に増加している。九州地区の躍進は、沖縄県、鹿児島県、長崎県での増加によっており、この3県で合わせて34局と九州地区の放送局の約65%を占めている。

一方、栃木県は放送局が1局も存在しない

表2 都道府県別放送局数(上位10局)

順位	2002年6月末			順位	2013年12月末		
	都道府県名	実数	比率		都道府県名	実数	比率
1	北海道	15	9.5	1	北海道	26	9.3
2	神奈川県	10	6.3	2	沖縄県	16	5.7
3	新潟県	9	5.7	3	神奈川県	13	4.6
3	兵庫県	9	5.7	4	鹿児島県	11	3.9
3	東京都	9	5.7	4	静岡県	11	3.9
6	静岡県	7	4.4	4	兵庫県	11	3.9
7	宮城県	6	3.8	7	東京都	10	3.6
7	大阪府	6	3.8	7	新潟県	10	3.6
9	沖縄県	5	3.2	7	愛知県	10	3.6
9	愛知県	5	3.2	10	大阪府	9	3.2
	計	158	100.0		計	280	100.0

資料：表1に同じ

空白のままである。県内に放送局が1局というのは、高知県、徳島県、鳥根県の3県、2局というのは、香川県、鳥取県、奈良県、山梨県、佐賀県、愛媛県の6県である。四国、山陰地区に放送局が少ない県が多い。

ところで都道府県別の開局状況のデータをみると、島嶼部での開局が増えていることに気づく。沖縄県宮古島市(2002年開局)の開局に始まり、石垣市(2007年)、奄美市(2007年)、宇検村(2010年)、壱岐市(2011年)、瀬戸内町(2012年)、久米島町(2012年)と現在7つの局が存在している。壱岐市(長崎県)を除けば、沖縄県や鹿児島県の離島での開局となっている。鹿児島県や沖縄県でのコミュニティ放送局の増加は、島嶼部での開局の増加とも結びついて進んでいることが分かる。

このように全国のコミュニティ放送局の開局状況をみると、北海道と沖縄県、鹿児島県という日本の周縁部に位置する地域、しかも島嶼部を含めた地域で増えているという事実を確認できる。この事実は何を意味しているのであろうか。この点に関しては、後ほどネットワーク化の動きの項で再度検討してみたい。

1-3 経営形態の多様化

この10年で経営形態の多様化が進んだ点も特徴の1つである。まず第1に、民間企業における第3セクターの比率の低下がある。2002年時点にはすべて株式会社であったが、そのうち純民間49.0%、第3セクター51.0%とやや第3セクターが上回っていた(小内2003a)。それが、2011年には純民間138局(全放送局に占める比率52.7%)、第3セクター102局(同38.9%)と逆転している⁽¹⁾。自治体が出資という形態で放送局の開局に関わる傾向は弱くなっていることがわかる。

第2の特徴として、NPO法人として免許を受ける放送局が誕生し、増加してきている。最初にNPO法人として放送を始めたのは、2003年3月に開局した「京都三条ラジオカフェ」であり、市民団体が放送免許の認可を得た最初のケースとして注目された。その後は、NPO法人を事業主体とする放送局は毎年数局ずつ増加し、現在25局を数え、全体の8.9%を占めるに至っている。ただしNPO法人による放送局の存在には地域的偏りが存在している(表3)。最も多い地区は九州で9、続いて近畿6、東北、関東各3、北陸、中国各2であるのに対して、北海道、信越、東海、

四国は皆無である。その背景には、許認可権をもつ各地区の総合通信局の姿勢が影響しているとも言われる。例えば、北海道では過去にいくつか NPO 法人による認可を目指した放送局があるが実現していない。また、NPO 法人が免許を取得した放送局は九州地区が多いが、9 局中 7 局は鹿児島県の放送局となっている。鹿児島県に NPO 法人による放送局が多い理由については後述する。ちなみに鹿児島県と並び放送局が増加している沖縄県は、NPO 法人のラジオ局は皆無である⁽²⁾。このような開局状況には様々な地域の特徴が存在している。

第 3 に、少数ではあるが他の経営形態で運営する放送局も登場している。具体的には、石垣市の「サンサンラジオ」(2007 年開局)が有限会社、尼崎市の「FM aiai」(2009 年に「㈱エフエムあまがさき」から免許継承)と福岡県の「FM 八女」(2012 年開局)と茨城県の「FM だいご」(2013 年開局)の 3 局が財団法人、「ひたちエフエム」(2010 年開局)が協同組合として、それぞれ免許を受けて開局している。

このように 2002 年当時すべてが株式会社であった状況から、株式会社は 89.2%に減少し、第 3 セクターの比率も低下する一方で、

NPO 法人を中心に、有限会社、財団法人、協同組合と経営形態の多様化が進んでいることが確認できる。

1-4 JCBA 加盟率の低下

コミュニティ放送局が誕生して 2 年後の 1994 年には、コミュニティ放送局の全国組織として、「全国コミュニティ放送協議会(以下 JCBA)」が結成されている。初代会長は木村太郎(湘南ビーチ FM)であった。この「全国コミュニティ放送協議会」は、2002 年に「有限責任中間法人 日本コミュニティ放送協会(JCBA)」として組織強化が図られた。これは特に著作権問題に関する協議などを円滑に進めるために法人化したとされる(日本コミュニティ放送協会, 2004)。実際に、この団体を窓口交渉することで、経営環境の改善が図られてきた。

2002 年 10 月の時点には、156 局すべてが JCBA に加盟していた。しかし、2013 年 12 月末現在の加盟率は 76.1%まで低下している(表 4)。低下の要因の 1 つは、2003 年に最初の NPO 法人が放送免許を取得した際、JCBA 側が NPO 法人の加盟を認めなかったという事情がある。その後、定款を改正し加盟できるようになったが、現在でも JCBA に

表 3 NPO 法人による放送局の開局状況

地区名	局数	所在都府県
北海道	0	
東 北	3	岩手 2, 宮城 1
関 東	3	東京 1, 茨城 1, 山梨 1
信 越	0	
北 陸	2	石川 1, 福井 1
東 海	0	
近 畿	6	京都 2, 大阪 2, 和歌山 1, 兵庫 1
中 国	2	広島 1, 岡山 1
四 国	0	
九 州	9	鹿児島 7, 長崎 2
計	25	

資料：表 1 に同じ

表 4 地区別にみた JCBA 加入状況

地区名	現局数	JCBA 加入数	JCBA 加入率
北海道	26	22	84.6%
東 北	34	25	73.5
関 東	46	39	84.8
信 越	18	18	100.0
北 陸	13	9	69.2
東 海	28	27	96.4
近 畿	36	28	77.8
中 国	21	16	76.2
四 国	6	6	100.0
九 州	52	23	44.2
計	280	213	76.1

資料：表 1 に同じ

加盟している NPO 法人は 25 のうち 3 団体にとどまっている (表 5)。

それだけではなく JCBA の存在意義が低下してきているという状況も影響している。結成当初は、送信電力の増力や著作権交渉など重要課題が山積しており、団体として交渉するために JCBA の存在は必要不可欠であった。しかし、そうした課題が一定の解決をみると、加盟することの意義が薄れていくことになる。さらに後述するようにサイマル放送への対応の遅れが、一層こうした傾向に拍車をかけることになる。一方、経営難から会費の滞納が続き、JCBA 側から除名処分を受ける放送局も出てきている。このようにいくつかの要因が絡み合っ、JCBA への加盟率は低下してきている。

この加盟率の低下にも地域差はみられる (表 4)。信越、東海、四国といった地区は 100%、ないしはそれに近い加盟率であるのに対して、九州地区は 44.2% と極めて低くなっている。九州地区が低いのは、JCBA の存在意義が薄れてきた時期に開局した放送局が多いこと、しかも NPO 法人の経営形態をとる放送局が多いことの表れであろう。

ところで NPO 法人は、JCBA の加盟が認められなかったため、独自に 2006 年 1 月に NPO コミュニティ放送全国協議会を立ち上げている。規約によれば、事業としては、(1) 会員間の交流、情報交換、(2) 著作権関係機関 (JASRAC 等) との協定締結等、とある。ただし、現在は目立った活動は行われていないよ

うである。

当然、どちらの組織にも加盟していない放送局も出てきている。このようにかつて 1 つの組織に結集していた体制が崩れ、2 つの組織と未加盟局に分化する傾向は顕著で、コミュニティ放送局がまとまって意思表示をすることが難しくなっている状況にある。

2. 可聴エリア拡大、難聴取地域解消の試み

さて、以上この間の変化を概観してきた。以下では、この 10 年を特徴づける 3 つの取り組みを取り上げて考察を進めていく。

まず 1 つ目が、可聴エリア拡大や難聴取地域解消の試みについてである。コミュニティ放送局は、そもそも「一の市町村の一部の区域における需要にこたえるための放送」であり、可聴エリアが狭いことが特徴である。そのため出力の上限が 20 W に抑えられているが、地形によって電波の届く範囲が大きく異なるため、基礎自治体の内部であっても難聴取地域を抱える放送局が少なくない。ラジオが聴取者を獲得するためには「よく聞こえる」ということは最低条件であり、スポンサー獲得にとっても可聴エリアの拡大や難聴取地域の解消は大きな意味をもっている。そのため、いくつかの方法で、このハードルを乗り越えようとする試みが続けられてきている。ここでは、①構造改革特区への申請、②中継局の設置、③インターネットラジオの導入の 3 つを取り上げてみていく。

2-1 構造改革特区申請により規制緩和を目指す動き

1992 年にコミュニティ放送局が登場して以降、空中電力出力の上限の規制を緩和する要求は JCBA を中心に進められてきた。その結果、出力上限は、1992 年の 1 W から、1995 年に 10 W、1999 年に 20 W と緩和されてきた。しかし、それ以上の緩和はなかなか認め

表 5 事業形態別にみた加入状況

	加入	未加入
株式会社	206	44
NPO 法人	3	22
財団法人	3	0
有限会社	0	1
協同組合	1	0
計	213	67

資料：表 1 に同じ

られない状況が続いてきた。その状況を打開すべく、2003年度に始まる構造改革特区制度を利用して規制緩和を目指す動きが、JCBAや個々の放送局によって進められてきた。

こうした動きに対して総務省は、2009年7月31日付けをもって20W超が認められる場合の要件についての基準を明確化している。その結果、周囲に他の放送局がない北海道の一部と沖縄県の離島部のコミュニティ放送局のみが50～80Wの出力を認められるようになった。現在この特例の適応を受けているのは、「FMわっぴー」の50W（稚内市：2012年2月15日認可）と「FMくめじま」の80W（久米島町：2012年4月15日認可）の2局のみである。

この基準が示された後も、自治体やコミュニティ放送局によって同様の構造改革特区申請は行われている。例えば、2012年には、「長野県松川町といだFM放送(株)」および「宮城県登米市」がそれぞれ申請しているがいずれも却下されている。総務省からの回答をみると、出力上限の緩和が認められない理由として、①住民への災害情報伝達手段としては、防災行政無線、NHK、民間事業者によるテレビ、ラジオが主体で、コミュニティ放送はそれらを補完する位置づけにあること、②コミュニティ放送局は20Wまでと規制されるかわりに、簡易かつ迅速な手続き（先順主義）で開局可能になっていること、③原則20W以下にすることで、より多くの地域でのコミュニティ放送局を可能にしていること、があげられている。従って、事実上、2009年の基準の明確化によって、ほとんどの地域で20W超の出力で放送することの道が閉ざされてしまったとみてよい。その一方で、総務省が代替案として奨励するのが中継局の設置である。

2-2 中継局の設置の動き

実際、中継局を設置する放送局も確実に増

えている。特に1999年から2006年の「平成の大合併」によって基礎自治体のエリアが拡大したため、中継局の設置をすすめた放送局もみられる。その結果、現在中継局をもつ放送局は44局で、全体の15.8%にあたる。半数の21局は中継局が1つであり、中継局が2つというものが9局、3つというものが6局で、1～3局が約8割を占める。その一方で、中継局が13というのが2局（FMながおか、FMいわき）、8つが1局（横手コミュニティFM放送）、7つが1局（g-sky 76.5：島田市）、6つが2局（Hits FM：高山市、一関コミュニティ放送：一関市）、5つが2局（ほっこりラジオ：十日町市、エフエムヒガシヒロシマ：東広島市）と、中継局を5つ以上持つ局も増加している。多数の中継局を設置している放送局は地形的に恵まれていない地域や、周辺市町村と大規模合併をした地域が多いようである。もちろん地形的に中継局を必要としない放送局もあるが、中継局を1つ設置するためには500万円近い新たな投資が必要なため、設置することはそれほど容易なことではない。従って、中継局を設置する放送局が増加しているということは、経営が安定し、地域で存在感を増す放送局が増えていることを示しているとみることができる。

しかしその一方で、それだけの設備投資を行うことができる体力を備えた放送局はまだそれほど多くはない。従って、中継局の設置が可聴エリアの拡大や難聴取地域の解消の決定打になるとは言い難い状況にある。

2-3 インターネットラジオの導入

以上のような状況のなかで急激に進んでいるのがサイマル放送を中心とするインターネットラジオの普及である。コミュニティ放送局のインターネット利用はホームページによる情報発信に始まる。現在、ほとんどの放送局が局独自のホームページを開設している。早い段階から、特定の番組をオン

デマンドで聴くことができる環境を整えたり、掲示板やブログを通じてパーソナリティとリスナー、あるいはリスナー同士の交流をすすめる放送局は存在した。しかし、この10年あまりの期間における最大の出来事は、ラジオ番組をインターネットのストリーミングで同時に配信できる環境が整った点にある。すなわち、著作権問題で長らく認められていなかったインターネットラジオが、「サイマルラジオ」という名で、2006年4月1日から正式運用を開始したのである。

インターネット放送をめざす最初の試みは、「湘南ビーチ FM」が自局サイトで再送信を始めた1996年11月に遡る。しかし音楽をインターネットで流すことに関する著作権についてなかなか合意が得られず、「サイマルラジオ」の実証実験がスタートするのは、10年近くが経過した2005年4月1日であった。この時参加したのは、「湘南ビーチ FM」、「三角山放送局」、「FM いるか」、「フラワーラジオ」の4局で、翌2006年4月1日より正式運用が開始される。

著作権管理団体との合意は、「コミュニティ放送局の放送区域内で聴こえない地域を補完する対策として地上波放送をネットで配信する、そのための適正な使用料を決める」というものであり、その前提条件として以下の5点が提示されている。①自主制作番組であること、②地上波放送と同時配信であること(ストリーム配信)、③ストリーム配信から得る収入がないこと、④配信における楽曲報告が必要であること、⑤地上波の著作権使用料、著作権二次使用料が支払われていること(紺野、2010: 25)。

つまり次のような制約があることには注意が必要である。1つは、放送エリア内の難聴取対策のためというのが第一義的な目的とされ、それ以外の目的で用いる場合は著作権料を割り増しして支払う必要があること⁽³⁾、2つに、オンライン放送をすることをスポン

サー獲得の手段としてはならないこと、3つに、オンライン放送できるのは各局が著作権を保有している番組に限定されており、MUSIC BIRDやJ-WAVEなどを流している時間帯はネット放送をすることができないこと、などである。

以上のような制約の影響もあり、当初から急速に普及したというわけではない。2008年5月27日に、サイマル放送を行う放送局の全国連合組織CSRA (Community Simul Radio Alliance)が発足した時の会員は19局であった。代表には「湘南ビーチ FM」の木村太郎が就任している。その後、2010年頃から増え始め、2013年12月現在コミュニティ放送局104局、臨時災害放送局10局、計114局が、CSRAの一員としてサイマル放送を行っている。一方、2012年5月1日よりJCBAもインターネットによるサイマルラジオを開始し、現在38局が会員登録をしている。両組織に所属する放送局があるため、ダブリを調整すると、現在、コミュニティ放送局145、臨時災害放送局10がサイマルラジオを導入していることになる。コミュニティ放送局に限れば全体の52%にあたる。さらにこれらの組織に参加せずインターネットラジオを行う放送局も、筆者が確認できた限りで12局を数える。従って、それらを加えると56.3%のコミュニティ放送局でインターネット放送を取り入れていることになる。

その背景には、2010年3月24日に、iPhone・iPod touch用アプリ「コミュニティFM for iPhone (i-コミュラジ)」の発売が開始され、聴取しやすい環境が整備されてきた点があげられる。また、東日本大震災以降、広域避難者と地元をつなぐ手段としてインターネットラジオが大きな役割を果たしていることの影響も大きい。

さらに、インターネットラジオを導入していない放送局の中にも、Ustreamなどを用いて、一部の放送の動画をライブやオンデマン

ドで流す放送局もかなり存在する。この場合は著作権の関係で音楽の配信はできないが、ラジオ局内の様子とパーソナリティのトーク部分はネットに流すことができる。この他にもツイッターを使って聴取者とのコミュニケーションに力を入れている放送局も目立つ。

こうした動きの一方で、インターネットラジオの導入に消極的な放送局も少なからず存在する点にも注意が必要であろう。筆者が聞く限りでは、消極的である理由は様々である。一方には経営的な理由から導入を控える放送局がある。「経営が厳しくてそこまで手が回らない」、「人手が割けない」といった理由である。インターネットでラジオ放送を行うためにはそれなりの設備投資が必要であるし、著作権料や維持費も支払わなければならないからである。もう一方には、経営は安定しているが取入取り入れないという放送局もある。主な理由には次の2つがある。1つは「コミュニティ放送局はあくまでも地元の人に聞いてもらえればいい。必要性を感じない」という「地元派」とも言える放送局である。もう1つは、インターネットラジオを導入しても、経費が増すだけでそれに見合う収入には繋がらないという意見である。先にあげた著作権管理団体との合意の前提条件の1つにも、「ストリーム配信から得る収入がないこと」があげられている。こちらは「堅実派」とも言える放送局である。こうした様々な理由から4割強の放送局ではインターネットラジオの導入を控えている。実際、コミュニティ放送局におけるインターネットラジオの利用が、放送局の経営や放送内容にどのような影響を与えるのかという点は、まだ不透明な部分が多く、今後の検討が待たれる分野である。

3. ネットワーク化の試み

2つ目に取り上げるのはネットワーク化の試みである。既に指摘したようにこの10年の

大きな変化の1つに、沖縄県や鹿児島県でのコミュニティ放送局の増加がある。もともと北海道には放送局が多く、その状況はこの10年でも変わらなかった⁽⁴⁾。その結果、地理的には日本列島の両端でコミュニティ放送局が多くなるという状況を生み出している。これは決して偶然の出来事ではないであろう。高度経済成長期を通じてマスメディアが急成長するなかで、中央メディアの発信する情報や県庁所在地の放送局が発信する情報の受け手として、二重三重の情報格差の下に置かれていた地域が、自ら情報を発信するツールとしてコミュニティ放送局を立ち上げていく過程であった。コミュニティ放送局の運営にはスポンサーの存在は欠かせない。周辺部に位置する地域には大口スポンサーとして期待できる企業は少なく、結果として放送局の設立が困難であったり、設立されたとしても経営は厳しいものにならざるを得ない。そのためこうした地域の放送局は、現在の制度の枠内で、様々な工夫をして放送の継続やエリアの拡大に取り組んでいる。

ここでは、「ネットワーク化」という点を切り口に、その取り組みをみてみたい。ここでいう「ネットワーク化」とは、恒常的に番組の共有をはかることなどを通じて、自治体の範囲を超えて協力関係を構築し、地域社会への影響力を強めていく試みである。ここで取り上げるのは、「おおすみ半島コミュニティFMネットワーク」の活動、「あまみエフエムディ！ウェイヴ」を中心とする取り組み、そして室蘭市の「FMびゅー」を中心とする動きである⁽⁵⁾。

3-1 「おおすみ半島コミュニティFM ネットワーク」の活動

鹿児島県の大隅半島には、現在、FMかのや（鹿屋市）、FMきもつき（肝付町）、FM志布志（志布志市）、FMたるみず（垂水市）の4つのコミュニティ放送局が存在する。これら

はそれぞれ独立した放送局ではあるが、番組制作、営業等の事業を NPO 法人「おおすみ半島コミュニティ FM ネットワーク」(以下「おおすみ FM ネットワーク」)に委託している。従って、「おおすみ FM ネットワーク」が4局を統括している関係にある。これは4市町合わせても人口が約17万人で、大きなスポンサーも望めない地域において、放送局を継続して運営していくために生み出された苦肉の策である。「おおすみ FM ネットワーク」が4局を共同運営することにより、番組制作、営業、運営などに必要な人材を共有し、運営費の軽減をはかることが主な目的である。一部の放送を除き、共通の番組を同時に放送している。

こうした手法を考え出したのは、日本で初めて NPO 法人として放送免許を取得した「京都三条ラジオカフェ」の元理事長の大山一行氏である。大隅半島は大山氏の生まれ故郷であり、さびれゆく故郷にも同様な放送局がほしいという思いからネットワーク方式による開局という方法を編み出した。そこには鹿児島県における大隅半島の位置づけも大きく影響していた。大隅半島は鹿児島市がある薩摩半島と鹿児島湾を挟んで対岸に位置しているが、大隅半島から鹿児島市までは陸路・フェリーで2時間以上もかかり過疎化が進む地域であった。2003年には AM ラジオの南日本放送が鹿屋中継局を廃止しており、文字通り二重三重の情報格差が生じている地域であった。情報を発信する手段がなく、情報の受け手としてあり続けた結果として、「大隅には何もない」という思い込みや閉塞感が蔓延していたという。

そうした状況を打破すべく始まったのがこのプロジェクトである。「おおすみ FM ネットワーク」が2005年3月にコンソーシアム方式で設立され、同年8月17日に NPO 法人の認証を受けている。7月から8月にかけて「FM きもつき」、「FM 志布志」、「FM かのや」

が相次いで開局し、2008年9月29日に「FM たるみず」が開局し、現在の体制ができあがった。いずれも NPO 法人による開局である。この取り組みが、「鹿児島県には NPO 法人による開局が多い」という現状に繋がっている。この4局で大隅半島の約8割を放送エリアにおさめている。「おおすみ FM ネットワーク」の事務局は「FM かのや」と同じ場所に置かれている。

現在スタッフは、「おおすみ FM ネットワーク」が5名、「FM かのや」が2名、「FM きもつき」が1名、「FM 志布志」1名、「FM たるみず」が2名である。全員女性スタッフである。それを統括するのが大山氏が大阪から呼び戻した事務局長の伊藤ふささんである。番組は、生放送が7時半～10時と12時～12時半で、その他に住民制作番組や「FM かのや」以外の放送局で制作された録音番組が放送されており、残りは再放送と音楽で埋められている。人気番組は、県域放送のパーソナリティを務めた経験がある前原ひとみさんが毎日担当する午前中の生番組「おおすみおはようラジオ!」である。地元の人のゲスト出演にも力を入れている。

開局当初伊藤さんが感じたことは、「情報は発信されないと何もないのと同じであるということ。情報が届いて初めて、そこに価値が生まれてくるんですね」ということであったという。開局して7年がたった現在、地域のなかに定着してきている実感はあり、リクエストも1日50通以上届くという。筆者が訪問した際にも、リスナーが差し入れを持って遊びにきており、地域住民の居場所として気軽に訪問できる雰囲気を感じられた。インターネット放送も取り入れており、高校卒業後他出した人などからリクエストが届くという。特に大阪からが多く、リクエストの約1割は県外からである。そのなかにはカナダからのメールも含まれている。

一方、経営はそれほど楽ではない。4つの

自治体から合わせて700万円の広報費が支払われているほか、企業・団体のスポンサー料、NPO法人の年会費一人6000円を合わせても、放送関係の収入は1500万円前後、一番多い時で1700万円であるという。2010年度と2011年度は、この他に「ふるさと雇用再生特別基金事業」を受託し、毎年1000万円を得ている。従って、最大の課題は財政基盤の強化である。売り上げを伸ばして、もっと各局が個性を出せる番組を制作できるようになることを望んでいる。と同時に、農産物が消費され農業所得の増加につながるような情報発信に力を入れていきたいという。地元で頑張っている生産者を応援することで地域を盛り上げたいという意気込みを感じた⁶⁾。

3-2 「あまみエフエム ディ！ウェイヴ」を中心とする取り組み

奄美大島では、2007年奄美市に「あまみエフエム ディ！ウェイヴ」、2010年宇検村に「エフエムうけん」、2012年瀬戸内町に「エフエムせとうち」がそれぞれ開局している。「あまみエフエム」が4つ、「エフエムせとうち」が2つの中継局を持つことで、この3つの放送局でほぼ奄美大島全域を可聴エリアにおさめることが可能になった。

こうした一連の動きは、「あまみエフエム」の代表を務める麓憲吾氏が、故郷へのUターン後に感じ始めていたある「思い」からスタートしている⁷⁾。ここでも鹿児島県における奄美大島の位置が大きく関係している。1953年に日本へ復帰し鹿児島県の一部となった奄美大島は、鹿児島本土からは380kmほどの距離にある。情報の発信手段を持たず、大隅半島同様に東京や鹿児島市から発信される情報の受け手として位置づけられ、二重三重の情報格差の底辺に置かれてきた。県域局のエフエム鹿児島の中継局がないため、NHK-FM放送以外のFM局は聴取できないなど、受信できる情報も限定されていた。このような生

活環境で育った若者は、高校卒業後、進学や就職で島を離れても、島に誇りを持つことができず、奄美大島出身者であること隠して生活するような状況もあったという。

奄美にUターンをして暮らすなかで改めて奄美の魅力に気づいた麓氏は、次第にそうした状況を変えたいと思うようになる。そのためには、島外へ伝える前に「島の人々が島のことを知るべきだ」と考え、そのためのツールとしてコミュニティ放送局に注目するようになる。「地域アイデンティティ」を取り戻すためには自らが情報発信することが必要だからである。そこから動きだし、2004年には放送局の開局へ向けてNPO法人「ディ！」（奄美大島の言葉で「さあ、～しよう！」という意味）を設立、免許申請の作業を進め、2007年の開局へとつなげていく。

NPO法人「ディ！」の設立理念として、「①奄美大島とシマッチュが持っている地理的・文化的な素材／素質の価値をシマッチュ自身で再認識してもらうこと、②人と人とのつながり「結い」を大切にし、さらなるシマの価値を創造すること、③子どもたち、孫たちの世代へ向けてシマの素晴らしさを伝えること」が掲げられている。

2011年2月末現在、スタッフは10名(女6名、男4名)、この他にボランティアスタッフ50名とサポーター会員約1400人(会費3000円、企業5000円)が運営を支えている。主な収入は、会員による会費・寄付の収入とCMスポンサーによる広告収入で、経営は「かつかつ」ということであった。行政から財政的な支援はあまりないようであるが、2010年の奄美豪雨をはじめ災害時の放送でその存在意義を示し、数々の表彰や感謝状が贈られている様子から、確実に地域社会のなかに根づいてきていることがうかがわれる。2012年には名瀬・末広市場にサテライトスタジオ「末広市場ディ！放送所」も開設されている。

「シマッチュの、シマッチュによる、シマッ

チュのためのラジオ」を目指して開局した「あまみエフエム」は開局当初から奄美群島全域をカバーすることを最終目標として掲げていた。宇検村で、防災行政無線の代替用としてコミュニティ放送局設置の話が出た際には、「あまみエフエム」の放送を流すことを検討したが、制度面で許可がおりず宇検村単独で開局することとなった。人口が2000人を切る村のため、ラジオ局は行政が100%出資で開設され、運営をNPO法人に委託する公設民営の方式がとられた。人口9300人ほどの瀬戸内町においても、同様に公設民営の方式がとられ、運営は地元のNPO法人が担っている。このように奄美大島の場合は、「おおすみFMネットワーク」方式をとることができなかったが、3局は提携を結び協力関係にある。「あまみエフエム」では、月曜日から土曜日の14時から14時30分に「エフエムうけん」の番組、14時30分から15時に「エフエムせとうち」の番組が放送されている。また、「エフエムうけん」や「エフエムせとうち」でも他の2局の番組を聞くことができる。「あまみエフエム」を中心に、今後協力関係が強まっていくものと思われる。この10年で奄美大島の情報環境が大きく変化したことがわかる。

3-3 室蘭市の「FMびゅー」を中心とする動き

室蘭市の「FMびゅー」の開局は2008年8月10日である。北海道では27局目の開局にあたり、後発の放送局である。開局当時から生活圏を同じくする西胆振(室蘭市、伊達市、登別市、洞爺湖町、豊幌町、壮瞥町)を可聴エリアとすることを目指しており、足場を固めつつ着々と目標の実現へ向けて歩み続けている。

住民有志によってコミュニティ放送局の開局を1つの目標に掲げ活動を開始したのは2001年にさかのぼる。情報発信をして街を盛り上げようという人たち10人ほどが集まり、

2001年12月にインターネットラジオ放送を開始する。翌年、現在の放送局の代表である沼田勇也氏が代表になり、「ぼこいふじエンターテイメント」という団体名を名乗り活動をするようになる。ちなみに「ぼこいふじ(母恋富士)」とは室蘭市内の小さな山の名である。厚意で安く貸してもらったという事務所からインターネット放送を続けるが、当時はインターネットがあまり普及しておらず「10人聞いてくれてたらすごいね」という感じだったという。そのためミニFMによるイベント放送にも取り組んでいた。年4、5回の地域のお祭りなどでの放送のほか、2005年頃からは長崎屋室蘭中央店の広場で月1回2時間のイベント放送を自主的に行うようになる。仕事も持ちながらインターネット放送とイベント放送を掛け持ちすることは、なかなか大変だったという。その頃にはメンバーも60人くらいに増えていた。

こうした活動を続けるうちに、「これだけ長くやっているのだから多分本気なんじゃないか」と周囲が信用してくれるようになり、「コミュニティ放送局があった方がいいよね」という応援団も増えてきた。そうした機運が盛り上がるなかで沼田氏が仕事をやめ、放送局の開局へ向けて本気に動き出す。沼田氏が「固有名詞のリーダー」(小内:2010, 30)に転換した瞬間である。お金集めから始め、集まったお金でまず2007年11月8日に「室蘭まちづくり放送株式会社」を設立、その後、放送局の開局のための資本金集めと申請手続きを進め、2008年8月の開局を実現する。会社設立から放送局開局までは9ヵ月ほどしかかかっておらず、短期間で成し遂げており、決意のほどがうかがわれる。

開局に際して、経営形態を株式会社にするかNPO法人にするかは非常に迷ったという。市民のボランティア活動から成長してきたという経緯をみればNPO法人という選択もあった。しかし、「最初の立ち上げは市民に

応援してもらったとしても、いずれ利益を地域や企業や社員に還元できるような放送局になりたい。」という思いから最終的には株式会社を選択し、「社会的企業」⁽⁸⁾を目指すことになる。その思いは「室蘭まちづくり放送株式会社」という会社名に込められている。「まちを『おと』で伝える」をキャッチフレーズとする「FMびゅー」は、経営理念として、「人と人との橋渡し役となり、市民の『日々の暮らし』を応援し、『楽しい』のある生活環境の創造に努めます。」ということを掲げている。

ところで、なぜ沼田氏は仕事をやめてまで放送局の開局を目指したのであろうか。出身は千葉県であるが両親が北海道出身ということで、高校入学時に親とともに室蘭へ戻ってくる。子ども時代に祖父母の実家を尋ねる毎に室蘭の素晴らしさを実感していた自分にとって、いざ住んでみると地元の人が「この地域には何もない」と語ることに違和感を覚え、「地域のいいところを知ってもらいたい」と思うようになる。かつて鉄鋼業で栄えた室蘭市が次第にさびれていくなかで、地域に対する「誇り」や「自信」が失われていった時代であった。こういう思いから社会人になってまちづくりの活動へ参加していく。活動を続けるなかで、マチを盛り上げるために活動していて、いろいろな人に応援してもらっていて、「途中でやめることは、そうした人たちを裏切ることになる」と考え、コミュニティ放送局の開局を目指す決断をしたという。

現在、社長のほか社員は8名（うち正社員6名：男2名、女4名）、それに60名ほどのボランティアスタッフが放送やイベントをサポートしている。主な収入源はスポンサー料であるが、売り上げは年々増加し、2009年度には単年度黒字を実現している。2011年度の売上総額は約4800万円ほどである。このように早い段階から経営が安定するなかで、2012年には伊達中継局の設置を実現している。可聴エリアに対する規制は次第に緩和されてき

ているとはいえ、市町村合併が行われなかった西胆振で他の自治体に中継局を設置することは難しい面があったが、2010年10月に西胆振6市町村間で「西いぶり定住自立圏協定」が締結されたことを理由に、エリアの拡大の合意を取り付けている。西胆振6市町村で人口は約20万人のため、それぞれの自治体が独立の放送局を持つことは難しい。中継局の設置で現在の放送エリアは、「室蘭市、登別市、伊達市」まで広がっている。またその一方で、伊達市が中心になり、1市3町（伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊幌町）で運営されている有珠火山防災協議会が免許を取得し、放送局の開局を目指す動きもあり、ネットワーク化の動きも具体化しつつある⁽⁹⁾。

規制緩和されラジオ局を開局することが容易になったとはいえ、小規模自治体や地方の市町村での開局はまだハードルが高い。そのハードルを乗り越えるために、制度内で知恵をしぼって様々な工夫がなされていることがわかる。1局でだめなら数局で連携して実現するというネットワーク方式はその1つの有力な方法であろう。「したたか」とも思えるこうした取り組みのなかに、これらの地域の人たちの「自ら情報発信する手段を持ちたい」という強い思いを読み取ることができる。それが結果として「周辺部や島嶼部でラジオ局が増えている」という現状を生み出しているのである。

4. 東日本大震災と臨時災害放送局の現段階

ところで、この10年を振り返る際、東日本大震災と臨時災害放送局の開局の動きについて触れないわけにはいかない。その点を3つ目に取り上げる。震災の当日に臨時災害放送局に移行した花巻市臨時災害放送局を第1号に、2012年8月1日の取手市臨時災害放送局の開局までに、30局の臨時災害放送局が開局している。既存のコミュニティ放送局から臨

時災害放送局へ移行したものが10局、新たに開局したものが20局という内訳になる。阪神大震災以降、災害時に臨時災害放送局が開局されたケースは何回かあったが（小内：2005）、開局数と開局期間においてこれほど大がかりなものは初めてで、今回の震災の被害の甚大さを物語っている。またサイマルラジオを導入している放送局は27局（閉局した3局を除く）中22局（81.5%）で、コミュニティ放送局全体の56.3%を大きく上回っていることも特徴的である⁽¹⁰⁾。

表6は、30の臨時災害放送局の開局後の推移と2013年10月1日現在の状況を示したものである。既存のコミュニティ放送局から臨時災害放送局へ移行した10局のうちすでに7局は、臨時災害放送局を閉局し、従来のコ

ミュニティ放送局を再開している。従って、現在は既存のコミュニティ放送局のなかでは登米市、石巻市、岩沼市の3局が臨時災害放送局として放送を継続している。いずれも出力は100Wである。

一方、新たに開局した20の臨時災害放送局に関しては、高萩市、大船渡市、大崎市、宮古市宮古地区の4自治体では、すでに臨時災害放送局からコミュニティ放送局へ移行している。いずれも2013年4月から8月の期間に開局しており、高萩市、大船渡市、大崎市はNPO法人、宮古市は株式会社での設立である。一方、須賀川市、南三陸町、取手市の3自治体ではすでに廃止に至っている。それ以外の13局は現在も臨時災害放送局として運用中である。

表6 臨時災害放送局の開局後の推移（2013年10月1日現在）

	自治体	運用状況	運用期間	コミュニティ放送局名	サイマル放送	備 考	
既存C/F放送局	花巻市	廃止→再開	2011.3.11-2011.4.3	FM One	×	コミュニティ放送局と臨時災害放送局を2局同時放送 2011.3.25には休止	
	奥州市	廃止→再開	2011.3.12-2011.3.29	奥州エフエム	×		
	塩竈市	廃止→再開	2011.3.18-2013.9.26	BAY WAVE	○		
	いわき市	廃止→再開	2011.3.28-2011.5.27	SEA WAVE	○		
	福島市	廃止→再開	2011.3.16-2012.2.29	FM-POCO	○		
	鹿嶋市	休止→再開	2011.3.12-2011.6.1	FMかしま	○		
	つくば市	廃止→再開	2011.3.14-2011.5.13	ラジオつくば	○		
	登米市	運用中	2011.3.16～	H@!FM	○		100 W
	石巻市	運用中	2011.3.16～	ラジオ石巻	○		100 W
	岩沼市	運用中	2011.3.20～	エフエムいわぬま	○		100 W
新設の臨時災害放送局	宮古市宮古地区	廃止→開局	2011.3.19-2013.8.25	みやこハーバーラジオ	○	2013年8月26日開局、株式会社	
	大船渡市	廃止→開局	2011.3.28-2013.3.30	FMねまいらん	○	2013年4月5日開局、NPO	
	大崎市	廃止→開局	2011.3.15-2011.5.14	びつきエフエム	×	2013年6月15日開局、NPO	
	高萩市	廃止→開局	2011.6.8-2013.3.31	たかはぎFM	×	2013年4月1日開局、NPO	
	宮古市田老地区	運用中	2011.5.31～		○	10 W, 当面継続、「みやこハーバーラジオ」と運営団体は同じ	
	大槌町	運用中	2012.3.31～		○	10 W	
	釜石市	運用中	2011.4.7～		○	30 W	
	陸前高田市	運用中	2011.12.10～		○	20 W	
	気仙沼市気仙沼地区	運用中	2011.3.22～		○	30 W	
	気仙沼市本吉地区	運用中	2011.4.22～		○	20 W	
	女川町	運用中	2011.4.21～		○	20 W	
	亶理町	運用中	2011.3.24～		○	30 W	
	山元町	運用中	2011.3.21～		○	30 W	
	名取市	運用中	2011.4.7～		○	50 W	
	相馬町	運用中	2011.3.29～		×	30 W	
	南相馬市	運用中	2011.4.15～		○	20 W	
	富岡町	運用中	2012.3.11～		○	10 W, 送信所、演奏所は郡山市に存在	
	南三陸町	廃止	2011.5.17-2013.3.31		-		
	須賀川市	廃止	2011.4.7-2011.8.7		-		
	取手市	廃止	2012.8.1-2013.1.31		-		

資料：総務省「『東日本大震災』に伴う臨時災害放送局の開局状況」より作成

臨時災害放送局の免許主体は自治体であり⁽¹⁾、免許の期間は「被災地における災害対策が進展し、被災者の日常生活が安定するまでの間」とされており、開局期間が明示されているわけではない。状況を見ながら柔軟に対応するかたちになっている。これまでは有珠山噴火の時に開局した「FM レイクトピア」の約11ヵ月が最長で、他は1～3ヵ月で閉局している。これに比べると東日本大震災を契機に開局した臨時災害放送局の開局期間は長期に及んでいる。一時は2013年3月末をもって終了とされていたが、その後2014年3月末まで延期されたという経緯がある。さらに最近では、「1年ごとの延長で5年間を目途とする」という目安が示されている。免許主体である自治体によっては、2014年3月末をもって臨時災害放送局を終了する方向で動いているところや、さらにもう1年の期間延長を申請しているところがあり、その対応は様々である。いまのところコミュニティ放送局への移行を目指しているのは、亶理町、山元町、名取市の3局である。

筆者は2013年3月に亶理町の「FM あおぞら」と名取市の「なとらじ 801」を訪問する機会を得た。両局ともNPO法人としての開局を目指して準備を進めようとしている段階であった。インタビューを通じて、臨時災害放送局からコミュニティ放送局への移行を目指す場合には、従来の開局とは異なる固有の難しさがあるように感じられた。最後のその点を見ておこう。

(1) 亶理町臨時災害放送局「FM あおぞら」

宮城県亶理町に臨時災害放送局「FM あおぞら」が開局したのは2011年3月24日である。震災後2週間あまりで開局している。きっかけは調査時点で「FM あおぞら」の放送総合担当チーフであった吉田圭さんが、隣の山元町の臨時災害放送局の開局を手伝ったことによる。山元町では県域放送局の元アナウン

サーであった高橋厚氏を中心に「FM ながおか」社長の脇屋雄介氏のサポートを受けて一足早く動き出していた。吉田さんも脇屋さんに相談しながら開局を目指し、山元町の「FM りんご」の開局の3日後に「FM あおぞら」をスタートさせている。開局の際には、「FM ながおか」から機材の貸与と機材のセッティングのサポートを受けている。開局当初は役場庁舎前のプレハブの仮庁舎の一角で放送していたが、2012年2月17日より亶理町悠里館2階に移転している。悠里館は亶理駅に直結した立派な建物で、立地もよく恵まれた環境にある。

開局に際しては日本財団の資金援助600万円（開局資金150万円、4月～6月まで毎月150万円）が大きかったという。放送局は自治体営なので援助金は役場の方に支払われるため詳細はわからないということであったが、機材の整備や備品・消耗品の購入に充てられた。放送は吉田さんを始め住民ボランティアが担ったが、放送経験者は皆無であった。11月まではまったくの手弁当で、その後交通費と弁当代が支払われるようになり、さらに2012年1月に緊急雇用創出推進事業が採択され、人件費が出るようになった。その時は14人が雇用された。調査時点の2013年3月には有給スタッフが8人（3人が1日4時間、5人7時間45分）であった。放送は、最初は不定期だったが、現在は8時、10時、12時、14時、16時、18時からそれぞれ1時間ずつの生放送を行い、合間は主に音楽を流している。

運営に関しては、役場と良好な関係を保つこと、情報の出元を必ず確認し確実な情報を流すこと、この2つに特に配慮したという。「FM あおぞら」は早くからNPO法人としてコミュニティ放送局への移行を目指しており、その後、2013年7月31日にNPO法人の認証を受け、2014年度の開局を目指して奮闘中である。

調査時点では、コミュニティ放送局への移

行に関して、財政的な問題や経営センスの問題が語られた。今回の災害は被害が甚大ただけに、多くの財政的支援を外部団体⁽¹²⁾や自治体から得ている。それがなくなった時、どのように収入を確保していくのか、またそれを誰が担うのか、といった点が最大の問題ということであった。財政問題は、ほとんどの既存のコミュニティ放送局も抱える問題であるが、臨時災害放送局は、既存のコミュニティ放送局と異なるルートで開局されているだけに、ある意味仕切り直しという気持ちでこうした課題に取り組まざるを得ない状況にあることが見て取れた。

(2) 名取市臨時災害放送局「なとらじ 801」

名取市臨時災害放送局「なとらじ 801」が開局したのは2011年4月7日、震災から1ヵ月が経とうとしていた時期である。名取市出身で東京で映像系株式会社を経営している人が来て「災害放送ならできますよ」ということで免許を取得して開局に至る。最初は、この会社が名取市から事業を受託し、地元の人を雇用して放送していた。2011年度の市からの委託費は約3600万円とかなり潤沢である。その後、その会社が放送局の運営から手を引いたので、地元雇用のスタッフが中心になり2012年7月にNPO法人の認証を受け、放送を継続していくことになる。8月には名取市から「なとりさいがいえフエム（なとらじ）運営事業」を受託している。2012年8月から2013年3月の間に、運営事業委託費と放送充実事業委託費を合わせて約2500万円を受けている。放送を継続していく際、NPO法人を選択した理由は、「会員(市民)誰もが参加し、利益を目的とせず、市民が主体となって放送局をつくりあげていくことが可能であるから」としている。

調査時点の2013年3月の段階で、スタッフは7人、うちフルタイムで働くものが4人であった。放送経験者が2人ほど含まれている。

生放送は9時から30分、12時から13時まで1時間、14時から30分、計2時間とそれほど長くはないが、1日2時間の生放送でも現場は大変ということであった。残った時間は音楽を流し、24時間放送している。行政からは、金銭面に限らず様々な面で協力を得ており、良好な関係を保っている。

開局以降、市役所屋上にあるスタジオで放送を続けていたが、2013年11月1日に街中に新スタジオが完成している。新スタジオの建設には復興交付金が使われたという。ガラス張りの放送局で市民が放送の様子を直にみることができるようになり、それ以前より格段に放送局と市民の距離が縮まった。

このように「なとらじ 801」は2012年7月にすでにNPO法人の認証を受けており、調査時には2014年4月のコミュニティ放送局の開局を目指して動き出そうとしていた。ただ、動きは鈍く、目の前の課題を前にして逡巡しているような印象を受けた。コミュニティ放送局への移行に伴う問題としては、①財政的な問題、②人材確保の問題、③市民の支持や認知度が低いという問題が指摘された。①に関しては現在の自治体からの援助がなくなった時にどのようにして収入を得るのかということ、②災害放送ということで「しゃべりたい人」が集まってきているため、営業、渉外、広報のスタッフが不足していること、特に経営全体を見渡せる人材の確保が難しいこと、③コミュニティ放送局を応援してくれる市民が少ないこと、をそれぞれ意味しており、どれも今後の経営にとって重要な点と言える。現在、これらの課題と格闘しつつ、コミュニティ放送局の開局へむけて模索を続けているものと思われる。

以上、臨時災害放送局の現段階について簡単にみてきた。いずれにせよ臨時災害放送局として新たに開局し、現在も運用を続けている13局は、ここ数年のうちに「その後」の選択を迫られることになる。コミュニティ放送

局に移行したくてもできない放送局、臨時災害放送局としての使命を全うしたいという放送局など、その意向は様々なようである⁽¹³⁾。そうした動きが、今後のわが国の放送局のあり方にどのような課題を突きつけることになるのだろうか。その点も注意深く見守っていく必要がある。

おわりに

以上、この10年余の期間を中心に、コミュニティ放送局の多様化と現段階的特徴についてみてきた。そこで明らかになった点をまとめると以下の通りである。

第1に、放送局の設置状況という点では、この10年間で沖縄県、鹿児島県を中心に日本の南端の地域で顕著に増加している。離島で増えているのも特徴的であった。もともと日本の北の端である北海道の放送局は多かったため、日本の北と南の端でコミュニティ放送局の比重が大きいことがわかる。そのことはこれらの地域で情報発信のためのツールを求める欲求が極め強いことを意味している。本稿でとりあげた大隅半島や奄美大島の事例をみても、高度経済成長期にマスメディアが成長し、東京や県庁所在地から発せられる情報の受け手として、二重三重の情報格差の下に置かれていた人たちが、地域に対する「誇り」や「アイデンティティ」を取り戻すための手段としてラジオに注目したことがわかる。北海道の例としてとりあげた室蘭でも、主要産業が斜陽化し、地域社会が衰退化する中で、「この地域にはないもない」と思う住民が増えており、ラジオ局の開局はこうした状況を打ち破るために行われていた。同様の状況は、別稿で紹介した留萌市や滝川市の事例からも見て取れた（小内，2010）。

もっともこれはラジオでなければならないというわけではない。むしろ規制緩和が進み、ラジオ局の開局が容易になり、ようやく手が届くところに来たことを意味している。例え

ば、筆者らは北欧の先住民族（サーミ人）のメディア環境の調査を行っているが、そこではラジオから始まり、いまやデジタル化されたテレビの放送に大きな力を割いている（小内，2013）。わが国の場合も、人々の要求はけっしてラジオ局の開局にとどまるものではない。

第2に、コミュニティ放送局の経営形態の多様化が進んだことがあげられる。特に、市民団体がNPO法人として放送免許を得ることができるようになった点は画期的であった。それまでNHKによる公共放送と民間企業による商業放送に独占されていた状況に風穴を開けたことになる。その後、財団法人や協同組合による免許取得が登場し、経営形態は多様化してきた。コミュニティ放送局は地域に密着した存在だけに、その地域の実情に即して個性的に立ち上がってくる。それだけに選択肢が増えることは歓迎すべきことである。また市民活動が盛んになるなかで、その延長線上で放送局の開局が目指された場合、NPO法人による開局は自然な選択とも思われる。

ただし、NPO法人だけが非営利活動の担い手というわけではない点には注意する必要がある。 「FMびゅう」が選択した「社会的企業」という道も、非営利活動と親和性が高い。「社会的企業」は、企業の経営形態によって定義されるわけではなく、定義も様々で多分に曖昧な概念である。例えば内閣府の定義では、「①社会的目的をもった企業。株主、オーナーのために利益の最大化を追求するのではなく、コミュニティや活動に利益を再投資する。②深く根ざした社会的・環境的課題に革新的な方法で取り組む。③規模や形態は様々であるが、経済的成功と社会・環境課題に対して責任を持つ。④革新的な考えを持ち、公共サービスや政府の手法の改善を支援する。また政府のサービスが行き届かない場所でも活動する。⑤企業倫理、企業の社会的責任の

水準をあげる。」となっている。NPO 法人の定義とも重なる部分が多い。この定義に従えば、現在株式会社形態で運営する放送局のなかにも、「社会的企業」に分類されるものも多いことがわかる。

地域住民のために、地域住民とともに、地域住民の目線で放送をする放送局が増加することは、わが国のメディア環境を考えるととても重要なことである。それゆえコミュニティ放送局を経営形態で色分けするような風潮は望ましいとは言えない。JCBA と NPO コミュニティ放送全国協議会が別組織で運営されていることもこうした傾向に拍車をかけていると思われる。コミュニティ放送局の存在意義は、放送局のミッションや地域社会との関わり方から評価されるべきであろう。

第3に、可聴エリアの拡大や難視聴地域の解消などを目的とする活動にも粘り強く取り組み、成果も現れてきている。出力上限のさらなる規制緩和を期待することは、一部の例外を除き制度的に難しく、中継局の設置には追加的な設備投資が必要というなかで、インターネットを利用して可聴エリアを拡大する動きが顕著になってきている。サイマルラジオを導入する放送局が 56.3% に達している。この普及は、iPhone・iPod touch 用アプリが発売され、聴取しやすい環境が整ったことや東日本大震災に伴う広域避難者にとってインターネットラジオが大きな役割を果たしたという点が影響しているものと思われる。

インターネットラジオの導入によって、日本中あるいは世界中から当該地域に縁がある人や関心がある人のメールが届くようになったということはよく耳にする。しかしその一方で、地上波の著作権料とは別にインターネットラジオのための著作権料を支払わなければならないのに対して、経営面でのメリットがあまりないために導入を見合わせている放送局もある。また、コミュニティ放送局の役割をあくまでも「マチの回覧板」的役割に

求め、敢えて導入しないという放送局も存在する。インターネットラジオの導入がコミュニティ放送局の放送内容や経営にどのような影響を及ぼしていくのかといった点は、いまだ不透明な部分も多く、今後の重要な研究課題の1つと言えるであろう。

第4に、日本の北と南で放送局が増加している動きとも関連するが、地方の放送局や過疎化が進む地域の放送局の中にはさまざまな工夫をして、経営の安定とエリアの拡大を進める動きが出てきている。その先鞭を切ったのが「おおすみ半島コミュニティFM ネットワーク」であった。4つの放送局が、「おおすみFM ネットワーク」に業務を委託し、経費の節約を図ることで経営の安定化を目指すという手法は画期的なものである。また、「あまみエフエム」では、同様の方法は認められなかったが、公設民営方式で設立された2つの放送局と提携関係を結び、一部番組の共有化を進めている。一方で「FM びゅう」では、「西いぶり定住自立圏協定」の締結を理由に伊達市へのエリア拡大をはかり、さらに伊達市での新放送局の開局を目指している。その際も、同時放送枠の確保を念頭に置いている。

このように、現状ではなかなか単独での開局が困難な地域で、制度の枠内で工夫を凝らして放送網の拡大をはかっていることがわかる。こうした前例の積み重ねによりコミュニティ放送局の開局の可能性と多様性が広がってきているようにもみえる。こうした柔軟な発想にはいつも感心させられている。

しかし、こうした工夫を凝らしても経営が厳しい状況にあることに変わりはない。そのような状況を見聞きするにつけ、わが国でもこうした取り組みを支援する公的制度が整備される必要があるように感じる。2008年9月25日、EUの欧州議会は「欧州におけるコミュニティメディアに関する欧州議会決議」を採択し、その社会的重要性を認め、法的に位置づけて公的支援制度を確立することの必要性

が明記された（松浦・川島，2010）。わが国でもその社会的重要性を再確認し，継続的な公的支援策を検討する段階にきているように思われる。

第5に，東日本大震災を契機に設立された臨時災害放送局についてである。30の臨時災害放送局が開局し，新たに開局した20局のうち現在も運用中の13の局が，この先どうしていくのかという点で岐路に立たされている。2013年3月末で閉局する放送局，可能な限り臨時災害放送局としての放送の継続を希望する放送局，そしてコミュニティ放送局への移行を目指す放送局と，地域の事情に合わせていくつかの選択肢が存在している。13局のうち3局はコミュニティ放送局への移行を模索中である。しかし，臨時災害放送局からコミュニティ放送局への移行は，これまでとは異なるルートでの開局だけに，それ自身固有の困難を伴うものである。例えば，小内（2010）では，市民型の放送局が持続的に継続していく際の条件について検討している。条件の1つに，開局へ向けての準備期間中から地域のなかに人的なネットワークを築いておくことの重要性について指摘した。そうした段階を経ることなく開局した臨時災害放送局は，開局後にそうした関係を構築していく必要がある。また，運営費の多くを様々な助成金から得ていたため，助成金なき後の運転資金をどのように確保していくかといった経営問題が大きいのかかかっている。こうした問題をどう乗り越えていくのかという点に注目していきたい。現在コミュニティ放送局への移行を目指している山元町，亘理町，名取市は，近接する自治体である。前例に学びつつ，地理的条件をうまくいかして，手を携えて離陸することも可能のように思われる。総合通信局もこうした動きをサポートする方向にあることを期待したい。

また，たとえ多くが閉局することになったとしても，30局もの放送局が3年近くの間ラ

ジオ放送を行ったという経験は，確実に当該地域社会のなかに蓄積され，保持されていくであろう。このことが，今後の東北地方，あるいは全国のメディア環境にどのような影響を及ぼしていくのであろうか。こうした視点からみていくことも重要であろう。

付記

本研究は，2012年度札幌学院大学研究促進奨励金（研究課題番号SGU-S12-192004-10）を受けている。

注

- (1) 2013年5月14日に開催されたJCBAの第4回「放送ネットワークの強靱化に関する検討会」における荻野喜美雄代表理事の報告資料「コミュニティ放送の現況について」を参考にした。
- (2) 九州には，許認可権をもつ組織として，九州総合通信局と沖縄総合通信事務所が存在する。従って，沖縄県とそれ以外の九州の各県は，異なる組織によって認可を受けている。
- (3) 例えば，実証実験のスタート時点でメンバーだった「FMいるか」は，正式運用に移行する時点で参加を見合わせている。その理由は，「FMいるか」は，函館市が2004年に周辺の4町村を編入合併しエリアが拡大した折に，それへの対応として2005年に2つの中継局を設置し，エリア内の難聴取地域の解消を図っていた。そのため，著作権管理団体が言うところの「聴こえない地域を補完する対策」とは認められず，ストリーム配信を続けるためには2倍の著作権料を支払う必要があったからである。そのためコストに見合わないということで配信を停止していた。ただし，ストリーム配信をめぐる社会的・技術的環境が変化するなかで2013年4月には再開している。
- (4) 北海道にコミュニティ放送局が多い要因に関しては，小内（2003a）を参照のこと。
- (5) NPO法人「おおすみ半島コミュニティFM

ネットワーク」と「FMかのや」へは、2013年3月4日に訪問、4月2日に電話で補足インタビューを行った。「あまみエフエム」へは2011年2月28日に訪問している。「FMびゅー」へは2012年8月11日に訪問したほか、2012年と2013年の秋に補足的にインタビューを行う機会を得た。

- (6) 鹿児島ブランディング情報誌「Region」2011年 spring号(瀬上印刷)や「kifukago.net」上の、伊藤ふささんに対するインタビュー記事も参考にした。
- (7) 詳しい経緯については、麓(2010)を参照のこと。
- (8) 社会的企業については、塚本・山岸(2008)、小内(2012)を参照のこと。
- (9) 西胆振地区にコミュニティ放送局があるということは、防災という観点からみてもその意義は大きい。一定の周期で噴火を繰り返す有珠山を擁しているからである。2000年の噴火に際しては、臨時災害放送局レイクトピアが開局したが、放送関係者の期待をよそにコミュニティ放送局への移行は叶わなかった。最大の原因は、行政と放送局の間に信頼関係を築くことができなかったことにある。平常時からラジオ放送が地域に根づいていることは、緊急時の対応をスムーズに進めることになる。FMレイクトピアの取り組みに関しては、小内(2005)を参照のこと。
- (10) サイマルラジオ放送を行う際に支払わなければならない著作権料などの費用についてCSRAが援助をしていることも、導入を進めた大きな要因である。
- (11) 臨時災害放送局の免許主体は自治体である。そのため既存のコミュニティ放送局が臨時災害放送局に移行する際には一旦放送免許を休止することになる。詳しくは市村(2012)参照のこと。
- (12) 今回の場合、日本財団の他に、資生堂、キャンノンマーケティングジャパン、パナソニック、キリンビール、ドコモなどからも助成が行われ

ている。

- (13) 2013年10月27日に行われたシンポジウムを収録した「復興ハングアウト On Air 2013～コミュニティの再生とラジオの役割～」(<http://www.youtube.com/watch?v=Wfbrs17G-bw>, http://www.youtube.com/watch?v=mV_MeMsPmAo)も参照した。

参考文献

- 麓 憲吾(2010)「日本の離島・我ンキャ(私たち)の中心」松浦さと子・川島隆編著『コミュニティメディアの未来——新しい声を伝える経路——』晃洋書房, pp.224-226.
- 市村 元(2012)「東日本大震災後27局誕生した『臨時災害放送局』の現状と課題」『日本の地域とメディア』関西大学経済・政治研究所『研究双書』第154冊, pp.P115-146.
- 金山智子編著(2007)『コミュニティ・メディアコミュニティFMが地域をつなぐ』慶應義塾大学出版会.
- 紺野 望(2010)『コミュニティFM進化論 地域活力・地域防災の新たな担い手』株式会社ショパン.
- 松浦さと子, 小山帥人編著(2008)『非営利放送とは何か 市民が創るメディア』ミネルヴァ書房.
- 松浦さと子・川島 隆編著(2010)『コミュニティメディアの未来』晃洋書房.
- 日本コミュニティ放送協会編(2004)『日本コミュニティ放送協会10年史～未来に広がる地域の情報ステーション～』.
- 小内純子(2003a)「コミュニティFM放送局の全国的展開と北海道の位置」札幌学院大学社会情報学部『社会情報』Vol.12 No.2, pp.1-14.
- (2003b)「コミュニティFM放送局における放送ボランティアの位置と経営問題」札幌学院大学社会情報学部『社会情報』Vol.13 No.1, pp.1-17.
- (2005)「臨時災害放送局 FMレイクトピアが残した教訓」『地域メディアの広がりと

住民間ネットワークの形成に関する研究』科学
研究費補助金研究成果報告書, pp.41-49.

—— (2010) 「持続可能なコミュニティFM放
送局経営の可能性～ボランティア型放送局を
事例として～」札幌学院大学総合研究所『社会
情報』Vol.20 No.1, pp.15-34.

—— (2012) 「『社会的企業』による地域づく
り活動と住民自治」中道仁美・小内純子・大野
晃編著『スウェーデン北部の住民組織と地域再
生』東信堂, 137-181.

—— (2013) 「サーミ・メディアの展開と現段

階」小内透編著『ノルウェーとスウェーデンの
サーミの現状』（北海道大学大学院教育学研究
院教育社会学研究室『調査と社会理論』研究報
告書29), pp.146-162.

坂田健司 (2003) 「コミュニティFMによるイン
ターネット放送——インターネット時代にお
ける地域メディアの新しい地平——」『マス・コ
ミュニケーション研究』62号, pp.134-147.

塚本一郎, 山岸秀雄(2008)『ソーシャル・エンター
プライズ』丸善株式会社.